

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

平成30年5月17日 午前10時35分 開 議

出 席 委 員

委員長	小座野 定 信
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	矢 口 龍 人
委 員	加 固 豊 治
委 員	来 栖 丈 治

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

都市産業部長	鈴 木 芳 明
建 設 部 長	石 塚 洋 二
農業委員会事務局長	大久保 定 夫
農林水産課長	仲 戸 禎 雄
都市整備課長	鈴 木 仁 志
下 水 道 課 長	長谷川 文 男

出 席 書 記 名

議会事務局	青 山 哲 士
-------	---------

議 事 日 程

平成30年5月17日（木曜日）午前10時35分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 平成23年度農林補助事業にかかる損害賠償請求事件について
 - (2) 大規模埋立地調査結果について
 - (3) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業について
 - (4) 農業委員会の新体制について
 - (5) その他
3. 閉 会

開 議 午前10時35分

○小座野定信委員長

それでは、委員の皆様方、大変にはお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

だいまの出席委員数は5名で、会議の定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

書記を指名いたします。議会事務局、青山哲士君を指名いたします。

本日の日程はお手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、平成23年度農林補助事業にかかる損害賠償事件についてを議題といたします。

報告をお願いいたします。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

平成23年度農林水産課所管の補助事業にかかわる損害賠償請求です。

平成28年1月に市が提訴をされまして現在に至っております。

当年3月29日に結審され、5月31日に判決が出る予定でございます。

現在までの経過につきましてご報告をさせていただきます。

また、判決前であり、再審の可能性もあることからご報告できる範囲内の報告となりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、農林水産課長よりご報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○小座野定信委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

すみません。着座にて失礼します。

それでは、平成23年度農林補助事業に係る損害賠償請求事件について結審されましたので、農林水産課より報告いたします。

資料のほうをごらんください。

当該損害賠償請求の概要でございますが、平成 23 年度に国の第 4 次補正予算により創設されました農業体質強化基盤整備事業について、市内在住の農家の方が農地整備に関して補助事業を活用した旨の相談を行ったところ、当時、市の職員からこの補助事業に該当しないとの説明を受け、その後、平成 24 年 8 月 8 日付の市長の公印無断使用の新聞報道によりまして、当該事業の事業申請が行われていたなど当該事業が該当していたことを知り、本来受けることのできたとしている補助相当額及び新聞報道以降、不特定多数の者から誹謗中傷を受けたことなどによる精神的苦痛に対する慰謝料について国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき請求があったものでございます。

続いて、裁判に至るまでの経過でございます。

先ほどの国家賠償法に基づく損害賠償請求書が平成 27 年 8 月 7 日、市に送達されました。市はその請求内容に対し、事実と相違があり請求に応じられない旨を書面により、平成 27 年 9 月 2 日に回答いたしましたところ、翌年 1 月 29 日、原告訴訟代理人弁護士からの訴状が水戸地方裁判所土浦支部民事部へ送られ、その後、2 月 23 日、裁判所から市のほうへ第 1 回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁催告状が送られてきたものでございます。

次に、裁判に係る経過でございますが、次ページの被告訴訟代理人風間弁護士作成の資料をごらんください。なお、一部個人を特定させる箇所についてはマスキングをしておりますことをご了承願います。

まず、第 1、事件の表示でございますが、水戸地方裁判所土浦支部における損害賠償請求事件原告 3 名がかすみがうら市を被告として提訴したものでございます。

第 2、請求の趣旨として 1、市は原告らに対し、金 584 万 5000 円及び上記金員のうち、金 533 万 5000 円に対する平成 24 年 8 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払い。2、訴訟費用は市の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求めており、その内容は、次ページ、資料中ほどにございます第 4、請求の原因にあります①市の誤った説明及び教示義務違反を理由とする補助金相当額として 383 万 5000 円、②新聞報道等による精神的損害に対する 3 名分の慰謝料 150 万円、③弁護士費用 51 万円。

以上となっております。

これらの請求に対しまして、資料の上段になります第 3、請求の趣旨に対する答弁のとおり、市は原告らの請求棄却と訴訟費用の原告負担を求め、平成 28 年 1 月 29 日の訴訟提起以降、2 年以上十数回にわたり口頭弁論や弁論準備、証人当事者尋問を経まして、本年 3 月 29 日に結審され、今月末の 5 月 31 日に判決が出る予定でございます。

今後、判決内容を確認し、対応を協議した中で議会へ報告してまいりたいと思います。

また、状況により弁論の再開となった場合は、判決日が変更となることもございますので、よろしくお願いいたします。

以上、平成 23 年度農林補助事業にかかる損害賠償請求事件についてのご報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

矢口委員。

○矢口龍人委員

委員長、これみんなでいなくても、所管課だけ残ればいいんじゃないですか。

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時43分

○小座野定信委員長

それでは、再開いたします。

次に、大規模埋立地調査結果についてを議題といたします。

説明を求めます。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

大規模埋立地調査結果につきまして、都市整備課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

それでは、着座にて説明させていただきたいと思っております。

大規模盛土造成地変動予測調査結果について、提出しました資料に基づき報告させていただきます。

概要ですが、平成18年に宅地造成等規制法が改正され、崩落等の危険のある既存の造成宅地を造成宅地防災区域として都道府県知事が指定し、宅地所有者等に必要な勧告、命令を行えるようになりました。

このため、茨城県においても大規模盛土造成地の実態把握のため、県内各市町村へ協力を求められ、本市においても、大地震時に災害の発生するおそれのある大規模盛土造成地について、国のガイドラインをもとに、かすみがうら市内の大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落地滑りの変動のおそれがあるかを調査する変動予測調査を実施いたしました。

続きまして、A3の資料をごらんください。

1枚目、左側中段にあります大規模盛土造成地とはですが、盛土造成地には谷埋め型と腹付け型、2つのタイプがあり、谷埋め型は、谷や沢を埋めて造成した盛り土で面積が3,000平米以上のもので、腹付け型は、盛り土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で高さが5メートル以上の盛り土を言います。このいずれかの要件を満たしたものが、大規模盛土造成地となります。

概要書のほうに戻りますが、概要書の下段になります。変動予測調査の第1次スクリーニングとして、平成28年度に市内全域を対象とし、調査対象地域の設定と盛土造成地の位置と規模の把握を行い、大規模盛土造成地の抽出と大規模盛土造成地マップを作成し、市ホームページへ掲載いたしました。

調査結果、市内で39カ所、0.28平方キロメートルの大規模盛土造成地が抽出されました。

A3資料の2枚目、3枚目がホームページ等に掲載した資料になります。

緑の枠が谷埋め型で、オレンジ色の範囲が腹付け型の表示をしております。

内訳につきましては、A4概要書の裏面の上段に記載してありますとおり、谷埋め型が37カ所で、うち千代田地区が17カ所、霞ヶ浦地区が20カ所で合計0.27平方キロメートル、腹付け型が2カ所で千代田地区及び霞ヶ浦地区ともそれぞれ1カ所ずつでございました。

引き続き、平成29年度に第1次スクリーニングで抽出しました大規模盛土造成地39カ所に対し、

適正な評価手法を設定し、社会条件調査及び現地踏査を実施し、危険度評価を行った結果、39カ所全てにおいて現時点で滑動崩落のおそれがないと判定されました。

この判定結果を市ホームページへ掲載し周知をいたしました。

A3資料の2枚目、3枚目の図面の上部に黄色い枠の3段目から書いてありますとおり、滑動崩落のおそれがあると判断される大規模盛土造成地は市内に存在しないことが確認できたと記載いたしました。

また、この判定結果を茨城県建築指導課や県防災危機管理課、さらに市総務課危機管理担当へ情報を提供を行い、情報の共有を図っております。

今回の調査に当たりまして、平成28年度が299万1600円、平成29年度が262万4400円で合計561万6000円の委託費であります。

財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金、補助率3分の1、県の補助率6分の1、市負担2分の1で実施いたしました。

以上、大規模盛土造成地変動予測調査の結果報告になります。

以上です。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

大塚団地の成城台との間の段差が、あれも相当あると思うんです。石積みになっているところがあるんですけども、あそこは東日本大震災のときにも、若干影響があつて補修したような感じもあつたんですけども、あそこなんか該当していないんですか。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

今回の大規模盛土造成地におきましては、成城台地区あたりから下流の向原の調整池のほうに向かって谷埋め型ということの調査結果が出たわけですが、そこについては、調査して、今回現地踏査も行った結果、滑動崩落のおそれはないということの判定が出て、今回報告させていただいたとおりですが、そこ以外の大塚団地の端あたりについては、今回の大規模盛土造成地の要件には該当しておりませんので、その部分の調査はしておりません。

○小座野定信委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

大塚団地、要するに、例えば、何年から何年に造成されたものが対象ですというのか、それとも、今まで、要するに市内の造成地であれば該当するののか、その辺はどうなんですか。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

最初にご説明させていただいたとおり、A3の1枚目であります大規模盛土造成地はということで、谷埋め型は埋め立てが3,000平方メートル以上、腹付け型は5メートル以上で水平面から20度以上に

対する盛り土した造成地が、今回の大規模盛土造成地の調査対象となっておりますので、よろしくお願ひします。

○小座野定信委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

いや、私が聞いているのは、例えば、さっき言った大塚団地の場合ね、あの石積みの部分は完全に腹付け型なんですよ、古いけれどもね。造成したのは昭和 20 年代、昭和 30 年ぐらいでしょうけれども、昭和 30 年代かな、だったと思うんですけれどもね。いずれにしても、あれ腹付け型なんですよ。ごらんのとおり、だって石積みが 5 メートルも、6 メートルも積んであるわけですから。切り土したところに積んでいるわけじゃないんだからね。だから、あそこなんか何でこの腹付け型の調査対象にならないのかなと思って不思議なんだけれども、どういうわけであそこが腹付け型の調査地にならなかったのか、説明いただけますか。

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 52 分

再 開 午前 10 時 54 分

○小座野定信委員長

再開いたします。

答弁を求めます。

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

今回の 39 カ所を抽出するに当たりまして使用したデータにつきまして、土地データの取得のための基礎資料ということで空中写真、昭和 36 年か 37 年の国土地理院撮影のものとか昭和 39 年国土地理院が撮影したもの、さらに都市計画図のマイラー、平成 3 年、昭和 62 年、昭和 54 年等に基づきまして、それを重ね合わせた結果、盛土造成されたところということで抽出したのになっておりますので、よろしくお願ひします。

○小座野定信委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

大塚団地の場合、36 年前なんだよ、造成されたのが。だから該当しなかったのかなというの。それじゃまずいんだよね。

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 55 分

再 開 午前 10 時 57 分

○小座野定信委員長

再開いたします。

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

先ほどご指摘いただきました内容につきましては、戻り次第、調査をした業者のほうに確認をさせていただきたいと思います。

○小座野定信委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それで、この調査を実施することによって、要するに今後どういうふうな対策をとっていく予定なのか教えてください。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

今回の調査結果に基づいて、かすみがうら市におきましては、現時点において滑動崩落のおそれがないという判断がされた状況がありますので、市としては、先ほども言いましたように、県知事が宅地造成で指導、勧告、命令等ができるということの内容でありますので、かすみがうら市の本来危険性があると判断された場合には、さらに調査等を進める内容であります。かすみがうら市では、現段階で滑動崩落のおそれがないということで判断してありますので、この本調査で一応終了ということになります。

○小座野定信委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄副委員長

ここに予算というか委託費の金額が書いていないよね。メモでできなかったの、これに予算というか決算でいいですから、金額を入れておいて後でまた修正していただけませんか。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

修正した資料を再度提出させていただきます。

○小座野定信委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、大塚団地なんか特に今危険だというふうに矢口委員が言ったように、業者に確認するだけじゃなくて、新たにこの調査が必要かどうかというところまで踏み込んだことをやったほうがいいのではないかなと思うんだよね。それも含めて委託業者に確認したほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○小座野定信委員長

都市整備課長 鈴木仁志君。

○都市整備課長（鈴木仁志君）

暫時休憩願います。

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時06分

○小座野定信委員長

再開いたします。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

すみません。今、矢口委員から言われたことについて、業者のほうを確認させていただいて、高さ等の条件等に該当しなかったとかいろいろな理由もあると思うのですが、その確認のほうをさせていただきたいと思います。

また、佐藤委員のほうから、その別という話は、今回は県事業でございますので、一応その公表もしておりますので事業は終了したというようなことで、その業者を確認した結果で、今回の件は県事業なので、それで終了させていただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小座野定信委員長

わかりました。よろしく願いいたします。

次に、湖沼水質浄化下水道接続支援事業につきましてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

座って説明させていただきます。

建設部からは、3番目の湖沼水質浄化下水道接続事業についてということになります。

資料のほう、A4横書きのカラー版1枚が出ているかと思うのですが、参考にごらんいただきながら説明させていただきます。

概要ですけれども、本年の10月、本県におきまして開催されます第17回の世界湖沼会議、これを鑑み、茨城県においての1つの政策として、湖沼水質浄化下水道接続支援事業を平成33年までの4年間、時限つき事業として策定されたものであります。

偶然ですけれども、本日県のほうで下水道担当者へ、その事業説明ということで行っているわけですが、私どものほうには去る4月27日、茨城県の下水道課長が来庁し、事業の採択協力の要請がございました。

当市においては、未接続のための浄化槽の撤去の補助という形で、市単独の事業を既に展開し下水、農集等の加入促進を図っているところですが、この加入促進については、今回の事業は好機ではないかというような形で捉えております。ただ一方で、既に接続済みの方への配慮も不可欠ではないかというところも残っております。

詳細については、担当の長谷川課長からご説明させていただきますので、よろしく願いします。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

それでは、細部説明につきまして、下水道課長 長谷川文男君、よろしく願いいたします。

○下水道課長（長谷川文男君）

それでは、説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました資料、湖沼水質浄化下水道接続支援事業拡充をお願いいたします。

内容といたしましては、県の補助事業として第3次森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う下水道接続支援に対する補助の拡充をすることにより、霞ヶ浦の生活排水対策の促進を行うものです。

なお、補助の対象となるのは、宅地内配管を改造する工事と定められていることから、新築に伴う接続につきましては、補助対象外となります。

拡充前、左の囲いの部分になりますが、県の補助内容につきましては、下水道供用開始後3年以内に接続する方を対象に市町村が交付する額の2分の1、上限2万円の補助でしたが、拡充後につきましては、真ん中の囲いになりますが、下水道供用開始後4年目を以降も対象とする条件の拡充により浄化槽くみ取りから下水道へ接続される方、新築の方は除きますが、対象となり、市町村が交付する額の2分の1、上限2万円の補助が受けられることとなります。

さらに、上乗せの補助といたしまして、右の囲いになりますが、65歳以上または18歳未満の方がいる世帯のうち、課税対象所得世帯合計が334万円以下である場合は、上乗せ補助といたしまして、宅地内配管の改造費用として上限31万円の補助を受けることができるようになります。

中ほどの参考例をごらんください。

排水工事費が35万円と想定した場合は、図1の拡充前では、本市においては現在供用開始後3年以内の対象地区がないことから全額個人負担となっておりますが、図2の拡充後においては、市・県補助合わせて4万円の補助を受けられるようになります。

さらに、図3を見ていただきますと、上乗せ補助として世帯の一定条件を満たしている場合に限り、宅地内配管の改造費用上限31万円と合わせて35万円の補助が受けられます。排水工事費が35万円の場合は、個人負担なしで下水道に接続できることになるものです。

県補助要綱の拡充に伴い、本市においても、県の補助財源を活用し、補助制度の拡充を図り、下水道の接続促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業実施に伴う予算措置につきましては、第3回市議会定例会にお諮りするよう、現在事務手続を進めております。

また、市の単独事業としまして、平成27年度から実施しております浄化槽から下水道へ接続される方で浄化槽の撤去をする場合、撤去費用に対して上限9万円の補助についても引き続き助成を行っていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

ただいまの件でご質問等ございましたら、挙手を願います。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

毎回毎回ね、加入促進でデータを出させているけれども、全然進まないということがあったので、今回本当にチャンスだよ。だから、これいかに徹底して情報を提供するかということと、やっぱり潰して1戸1戸、戸別訪問というかね、そういうことまで考えたほうがいいと思うんだよね。

そして、第3回定例会にその予算を計上したいということで、前にもアンケートなんかをやって、やっぱり一番お金がないとかさ、そういう声が多かったわけだから、そういうのをきちんと調査した上でやるべきだというふうに思うのですが、いかがですか。

○小座野定信委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現在、かすみがうら市内におきまして、下水道の未接続世帯が九百数十件ございます。この方たちにつきましては、予算措置がされました折には、郵送においてこういう事業があるということをお知らせし、なおかつ加入促進の重点地区におきましては、戸別訪問時に同じように説明をしてまいりたいと考えております。

○小座野定信委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、予算措置の前にどういう状況なのかというのは、もう随分前だよな、調査したのは。聞き取りか何か、アンケートか何かは。それをやっぱりアンケートか何かは、その9月の定例会前にもやっぱりやるべきじゃないの。予算措置 900 戸が対象だということだから、900 戸を全部予算化しようという考え方でいるのですか。

○小座野定信委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現在は、過年度の実績状況を踏まえまして、市の持ち出し部分につきましては、2万円の接続補助になりますので、公共と農集を合わせまして100件程度の予算措置を想定しております。

○小座野定信委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

でも、ちょっと900戸もあってさ、一生懸命で力入れようというのに100件では、レベルがレベルだよな。

○小座野定信委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

接続する方全員が対象じゃなく、新築の。

○小座野定信委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

900 というのは新築じゃないでしょう、あくまでも。今まだ接続していないところでしょう。その接続していない理由が結構あるんだよ、あれ。金がないとかさ、そういうところがあるから、これ65歳以上または18歳未満で課税対象所得世帯合計334万円以下という、これなんか意外と、特に霞ヶ浦地区が多いんですよ。未接続が。そこら辺は非常にタイミングで、これ本当に思い切ってやったほうがいいと思うよね。

だって、市は2万円だって出せばいいんだもの。それを100件じゃさ、もうたかがしれているじゃない。だったら、思い切ってやって、力を入れるというふうにしたほうがいいと思うんですよ。

○小座野定信委員長

相手のあることだからね、当局がその気になってやらないと。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

どうですか。

○小座野定信委員長

また補正で対応しますでいいよ。
建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

佐藤委員さんの今の質問ですけれども、100件、全体で900件で、この前の先ほど申しあげました県の者で来庁されたときに、大体県の平均としては、この31万円の要件になるのが、未接続者の中の約20%で、80%は要件2万円のほうになると。要件をクリアできるのは、その接続していない方の20%、8対2ぐらいの割合だろうというのが県のほうからのいただいた資料というか、お話しなんですけれども。

それで換算しますと、先ほど900件に対して100件というお答えを、課長のほうでしましたけれども、12%ぐらいかと思うんですけれども、とりあえずはそれで補正を組んでいただきまして、委員長から先ほどありましたように、追加でまた年度内に補正して対応していきたいと思いますので、ご理解いただければありがたいと思います。

○小座野定信委員長

執行部の前向きな考え方に、皆さん、ご了解願いたいと思います。

補正で、もし足りない場合には対応していくということでもどンドン事業を前に進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

次に、入れかえをお願いします。

農業委員会の新体制につきましてを議題といたします。

説明を求めます。

農業委員会事務局長 大久保定夫君、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

それでは、農業委員会事務局から農業委員会の新体制についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

お手元の資料、2枚つづりの資料のほうをごらんいただきたいと思います。カラー刷りになっております。

それでは、説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律が改正され、新たに農業委員15名とあと次ページをお開きいただきたいと思っております。農地利用最適化推進委員11名が選任されまして、農業委員会は26名による新体制でスタートいたしました。また、3月28日の臨時総会において、農業委員会の会長に牛渡の齋藤幸雄氏、会長職務代理者に栗田の市川敏光氏がそれぞれ選出をされました。

改正法では、農地等の利用の最適化が農業委員会の重点業務として位置づけられたことから、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加えまして、農業委員と農地利用最適化推進委員が密接に連携し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進といった

農地利用の最適化に向けて取り組んでまいります。

なお、5月、今月の広報紙に新たに選任されました農業委員と農地利用最適化推進委員の紹介記事を掲載する予定でございます。

説明は以上です。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

ただいまの件でご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○小座野定信委員長

質問ないようですので、本件を終了といたします。

次に、その他でございますが、何かございますか。

加固委員。

○加固豊治委員

この今度いろいろな課ができたんですが、その市民の方にもちょっと聞かれるんですが、この課の主な内容、仕事の内容をちょっと教えていただきたいんですが、公園街路担当とか、そういうことがちょっとわかんない部分があるので、説明をお願いできればと思います。

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時23分

○小座野定信委員長

再開いたします。

ただいま皆さんのお手元に各担当部課の職員担当の予算並びに職務内容等がお配りされました。ご参照願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

加固委員。

○加固豊治委員

貴重な資料をいただきまして、ありがとうございました。

○小座野定信委員長

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

では、ないようですので、ここで執行部の皆様はご退席していただいて結構でございます。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時39分

○小座野定信委員長

再開いたします。視察研修の件につきましてを議題といたします。資料を配布いたします。

今お配りいたしました産業建設委員会視察研修の案としてお配りしたわけですが、日程についてはまだ何も考えてはおりません。白紙の状態でございます。ただ行き先、研修目的等につきましては、来栖委員から、鳥獣対策に対してこのイノシシの鳥獣の取り組みで岡山のほうで先進地があるということをお伺いしまして、事務局のほうにちょっと調べてくれよというところで調べていただいたものでございます。

あと日程については、7月に市長選挙、そして12月に県議の選挙、1月に我々の選挙とことし選挙が続きますので、その合間を縫うというのもあれなんですけれども、どうでしょう。いつごろがよろしいでしょうか。

(視察について発言する者あり)

○小座野定信委員長

では、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、産業建設委員会を散会したいと思います。

お疲れさまでございました。

散 会 午前11時40分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 小 座 野 定 信